

(契約書の作成)

第 1 0 2 条 市長は、契約を締結しようとするときは、次の各号に掲げる事項を記載した契約書を作成し、設計書又は仕様書を要するものは、これを添付しなければならない。ただし、契約の性質又は目的により、該当のない事項については、この限りでない。

- (1) 契約の目的
- (2) 契約金額
- (3) 履行期限
- (4) 契約保証金に関する事項
- (5) 前金払又は部分払に関する事項
- (6) 契約代金の支払いの時期及び場所
- (7) 違約金に関する事項
- (8) 給付の完了の確認又は検査の時期
- (9) 危険の負担及び保証期間
- (10) 設計変更又は工事等の中止があった場合における損害の負担に関する事項
- (11) 天災その他不可抗力による損害の負担に関する事項
- (12) 当事者の履行遅滞その他債務不履行の場合における遅延利息に関する事項
- (13) 契約に関する紛争の解決方法
- (14) 契約に基づく権利義務の譲渡に関する事項
- (15) その他必要な事項